

令和 5 年 度

定 期 監 査 報 告 書

塩 尻 市 監 査 委 員

目 次

第 1	監査実施期日及び監査対象課等	1
第 2	監査の範囲	3
第 3	監査の方法及び主眼	3
第 4	令和 5 年度上半期予算執行状況	4
第 5	監査の結果	9
1	概 要	9
2	総 務 部	12
3	企 画 政 策 部	15
4	市民生活事業部	17
5	健康福祉事業部	19
6	産業振興事業部	20
7	建 設 事 業 部	22
8	生 涯 学 習 部	24
9	こ ども 教 育 部	27
10	水 道 事 業 部	32
11	そ の 他	33
	（会計課， 議会事務局， 選挙管理委員会事務局， 監査委員・ 公平委員会事務局（固定資産評価審査委員会書記）， 農業 委員会事務局	
第 6	その他全庁的な監査所見	35

第 1 監査実施期日及び監査対象課等

実 施 期 日	監 査 対 象 課 等
1 1 月 7 日 (火)	農業委員会事務局 こども課 デジタル戦略課 税務課 債権管理課
1 1 月 8 日 (水)	上水道課 下水道課・浄化センター 議会事務局 公共施設マネジメント課 農林課
1 1 月 1 4 日 (火)	長寿課 都市計画課 地域づくり課 建設課 観光課
1 1 月 1 5 日 (水)	教育総務課 建築住宅課 文化財課 企画課 北小野保育園
1 1 月 1 6 日 (木)	市民交流センター・図書館 社会教育スポーツ課 家庭支援課 生活環境課・衛生センター 洗馬小学校
1 1 月 2 1 日 (火)	福祉課 健康づくり課 市民課 大門保育園

11月22日（水）	先端産業振興室 産業政策課 秘書広報課 平出博物館 総務人事課
11月27日（月）	選挙管理委員会事務局 危機管理課 財政課 【現地調査】 （1）地すべり災害復旧事業 横ボーリング工事 （応急本工事）（建設課） （2）令和4年度 地方創生道整備推進交付金事業 都市計画 道路 高原通線取付道路整備工事（都市計画課） （3）塩尻市公共下水道塩尻市浄化センターの建設工事 （下水道課） （4）中央スポーツ公園西テニスコート増設工事（社会教 育スポーツ課） （5）中央スポーツ公園テニスコート照明設置工事（社会 教育スポーツ課）
11月28日（火）	会計課 監査委員・公平委員会事務局（固定資産評価審査委員会書記）

第2 監査の範囲

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、一般会計、特別会計及び公営企業会計の令和5年度上半期（4月～9月）の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか、その他必要と認められるものについては、事務事業の執行に係る工事の設計、施工等が適正に行われているかどうか、補助金の内容が適切であるかどうかなどについて監査を実施した。

第3 監査の方法及び主眼

令和5年度定期監査実施計画に基づき、あらかじめ各課等から事務事業の概要、上半期の事業概要（事業名、事業の進捗状況、予算の執行状況、成果等）、下半期の事業概要、各課等における事業課題、問題点等、監査等に係る要望、指導、指摘事項等に対する措置状況などを記載した定期監査調書、工事請負費の執行状況に関する調べ、負担金・補助及び交付金に関する調べ、事業委託料に関する調べ、その他関係書類の提出を求めた。

監査に当たっては、「業務改善を図ること」や「業務リスクから職員を守ること」を念頭に、提出された調書、関係書類等に基づいて、所属長及び関係職員から説明を聴取し、地方自治法第2条第14項及び第15項並びに地方財政法第2条第1項及び第4条の規定により、事務事業が効果的かつ経済的に執行されているか、また、組織及び運営の執行が合理的に行われているかなどを主眼に監査を実施した。

第4 令和5年度 上半期予算執行状況

1 一般会計

R5.9.30現在

(R4.9.30現在)

歳 入				歳 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
市 税	10,144,542 (9,803,514)	5,949,407 (5,869,068)	58.65 (59.87)	議 会 費	195,034 (192,938)	99,342 (95,796)	50.94 (49.65)
地 方 譲 与 税	301,806 (299,072)	97,855 (94,019)	32.42 (31.44)	総 務 費	3,400,982 (4,174,427)	1,468,159 (1,358,220)	43.17 (32.54)
利子割交付金	2,000 (4,000)	1,105 (1,676)	55.25 (41.90)	民 生 費	11,444,065 (10,838,405)	4,640,402 (4,909,938)	40.55 (45.30)
配当割交付金	41,000 (38,000)	12,462 (11,731)	30.40 (30.87)	衛 生 費	1,990,050 (1,920,181)	688,192 (707,084)	34.58 (36.82)
株式等譲渡 所得割交付金	27,000 (45,000)	0 (0)	0.00 (0.00)	労 働 費	146,427 (131,704)	58,215 (56,990)	39.76 (43.27)
法人事業税 交付金	122,000 (123,000)	83,940 (77,439)	68.80 (62.96)	農林水産業費	1,192,988 (1,180,217)	414,538 (451,326)	34.75 (38.24)
地方消費税 交付金	1,734,000 (1,607,000)	986,548 (935,928)	56.89 (58.24)	商 工 費	3,282,527 (4,878,464)	2,417,944 (2,933,571)	73.66 (60.13)
ゴルフ場 利用税交付金	18,000 (18,000)	6,929 (7,097)	38.49 (39.43)	土 木 費	3,697,674 (4,253,985)	1,427,263 (1,427,032)	38.60 (33.55)
環境性能割 交付金	22,000 (24,000)	8,134 (4,704)	36.97 (19.60)	消 防 費	879,160 (868,331)	422,117 (395,987)	48.01 (45.60)
地方特例 交付金	65,695 (60,000)	65,716 (67,033)	100.03 (111.72)	教 育 費	3,696,590 (3,553,228)	1,553,817 (1,438,566)	42.03 (40.49)
地 方 交 付 税	6,190,343 (6,068,549)	4,191,727 (4,021,381)	67.71 (66.27)	災 害 復 旧 費	444,975 (424,228)	110,715 (163,959)	24.88 (38.65)
交通安全対策 特別交付金	9,000 (11,000)	4,566 (5,326)	50.73 (48.42)	公 債 費	3,124,424 (3,028,433)	1,498,711 (1,467,875)	47.97 (48.47)
分担金及び 負担金	37,220 (35,856)	12,324 (12,521)	33.11 (34.92)	予 備 費	10,000 (10,000)	0 (0)	0.00 (0.00)
使用料及び 手数料	444,769 (446,500)	220,710 (225,338)	49.62 (50.47)				
国 庫 支 出 金	5,026,951 (5,763,066)	1,166,621 (932,588)	23.21 (16.18)				
県 支 出 金	1,568,849 (1,525,726)	431,755 (448,965)	27.52 (29.43)				
財 産 収 入	87,177 (156,377)	49,112 (51,870)	56.34 (33.17)				
寄 付 金	200,600 (205,000)	91,379 (86,411)	45.55 (42.15)				
繰 入 金	1,206,918 (1,384,916)	73 (0)	0.01 (0.00)				
繰 越 金	701,877 (1,233,126)	701,877 (1,458,522)	100.00 (118.28)				
諸 収 入	3,172,731 (3,371,291)	243,021 (253,788)	7.66 (7.53)				
市 債	2,380,418 (3,231,548)	0 (0)	0.00 (0.00)				
歳 入 合 計	33,504,896 (35,454,541)	14,325,261 (14,565,405)	42.76 (41.08)	歳 出 合 計	33,504,896 (35,454,541)	14,799,415 (15,406,344)	44.17 (43.45)

2 特別会計

R5. 9. 30現在
(R4. 9. 30現在)

特別会計名	歳 入			歳 出		
	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
国民健康保険事業 特別会計	6,501,198 (6,678,160)	2,649,845 (2,688,064)	40.76 (40.25)	6,501,198 (6,678,160)	2,634,864 (2,616,785)	40.53 (39.18)
介護保険事業 特別会計	6,051,195 (5,951,710)	2,880,808 (2,816,491)	47.61 (47.32)	6,051,195 (5,951,710)	2,314,750 (2,295,807)	38.25 (38.57)
国民健康保険 檜川診療所事業 特別会計	29,996 (35,023)	14,980 (10,826)	49.94 (30.91)	29,996 (35,023)	10,188 (9,328)	33.96 (26.63)
後期高齢者医療事業 特別会計	922,823 (867,818)	412,866 (397,655)	44.74 (45.82)	922,823 (867,818)	303,448 (289,400)	32.88 (33.35)
合 計	13,505,212 (13,532,711)	5,958,499 (5,913,036)	44.12 (43.69)	13,505,212 (13,532,711)	5,263,250 (5,211,320)	38.97 (38.51)

3 水道事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

R5. 9. 30現在
(R4. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	1,841,013	794,348	43.15	第1款	1,630,889	322,024	19.75
水道事業収益	(1,855,528)	(791,769)	(42.67)	水道事業費用	(1,607,486)	(306,233)	(19.05)
第1項	1,617,727	774,845	47.90	第1項	1,522,600	288,382	18.94
営業収益	(1,624,051)	(774,181)	(47.67)	営業費用	(1,478,474)	(269,314)	(18.22)
第2項	223,284	16,316	7.31	第2項	107,908	33,494	31.04
営業外収益	(231,475)	(17,588)	(7.60)	営業外費用	(128,611)	(36,608)	(28.46)
第3項	2	3,187	159,350.00	第3項	381	148	38.85
特別利益	(2)	(0)	(0.00)	特別損失	(401)	(311)	(77.56)

(2) 資本の収入及び支出（税込）

R5. 9. 30現在
(R4. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	385,111	11,791	3.06	第1款	989,478	250,985	25.37
資本の収入	(299,959)	(16,035)	(5.35)	資本の支出	(978,119)	(264,309)	(27.02)
第1項	288,900	0	0.00	第1項	594,012	55,151	9.28
企業債	(224,100)	(0)	(0.00)	建設改良費	(586,379)	(70,611)	(12.04)
第2項	1	0	0.00	第2項	395,466	195,834	49.52
固定資産売却代	(1)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(391,740)	(193,698)	(49.45)
第3項	59,179	0	0.00				
負担金	(39,023)	(4,118)	(10.55)				
第4項	37,031	11,791	31.84				
補助金	(36,835)	(11,917)	(32.35)				

4 下水道事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

R5. 9. 30現在

(R4. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	2,941,697	1,242,839	42.25	第1款	2,674,839	365,704	13.67
下水道事業収益	(2,926,766)	(1,219,681)	(41.67)	下水道事業費用	(2,711,232)	(381,231)	(14.06)
第1項	2,167,437	1,241,865	57.30	第1項	2,395,917	258,338	10.78
営業収益	(2,135,655)	(1,218,686)	(57.06)	営業費用	(2,406,921)	(259,814)	(10.79)
第2項	774,258	974	0.13	第2項	278,001	107,089	38.52
営業外収益	(791,109)	(239)	(0.03)	営業外費用	(303,116)	(120,488)	(39.75)
第3項	2	0	0.00	第3項	921	277	30.08
特別利益	(2)	(756)	(37,800.00)	特別損失	(1,195)	(929)	(77.74)

(2) 資本の収入及び支出（税込）

R5. 9. 30現在

(R4. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	1,318,728	254,974	19.33	第1款	2,427,671	1,054,343	43.43
資本の収入	(1,635,371)	(254,767)	(15.58)	資本の支出	(2,673,617)	(936,316)	(35.02)
第1項	738,200	0	0.00	第1項	835,692	265,712	31.80
企業債	(953,600)	(0)	(0.00)	建設改良費	(1,051,618)	(133,772)	(12.72)
第2項	1	0	0.00	第2項	1,591,979	788,631	49.54
固定資産売却代	(1)	(0)	(0.00)	企業債償還金	(1,621,999)	(802,544)	(49.48)
第3項	319,385	238,694	74.74				
負担金	(375,132)	(254,767)	(67.91)				
第4項	261,142	16,280	6.23				
補助金	(306,638)	(0)	(0.00)				

5 農業集落排水事業会計

(1) 収益の収入及び支出（税込）

R5. 9. 30現在

(R4. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	253,364	90,533	35.73	第1款	253,160	31,633	12.50
農業集落排水事業収益	(269,971)	(93,262)	(34.55)	農業集落排水事業費用	(256,795)	(34,799)	(13.55)
第1項	180,522	90,522	50.14	第1項	225,087	20,886	9.28
営 業 収 益	(186,690)	(93,249)	(49.95)	営 業 費 用	(224,358)	(22,471)	(10.02)
第2項	72,840	11	0.02	第2項	27,842	10,720	38.50
営 業 外 収 益	(83,279)	(13)	(0.02)	営 業 外 費 用	(32,166)	(12,311)	(38.27)
第3項	2	0	0.00	第3項	231	27	11.69
特 別 利 益	(2)	(0)	(0.00)	特 別 損 失	(271)	(17)	(6.27)

(2) 資本的収入及び支出（税込）

R5. 9. 30現在

(R4. 9. 30現在)

収 入				支 出			
科 目	予算現額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	科 目	予算現額 (千円)	支出済額 (千円)	執行率 (%)
第1款	73,626	36,908	50.13	第1款	167,313	82,131	49.09
資 本 的 収 入	(72,305)	(36,208)	(50.08)	資 本 的 支 出	(164,951)	(81,241)	(49.25)
第2項	1	0	0.00	第1項	2,250	0	0.00
固定資産売却代	(1)	(0)	(0.00)	建 設 改 良 費	(2,250)	(286)	(12.71)
第3項	73,625	36,908	50.13	第2項	165,063	82,131	49.76
負 担 金	(72,304)	(36,208)	(50.08)	企 業 債 償 還 金	(162,701)	(80,955)	(49.76)

第5 監査の結果

本市は、『確かな暮らし 未来につなぐ田園都市』の実現を目指した第五次塩尻市総合計画（平成27年度～令和5年度）において、「子育て世代に選ばれる地域の創造」、「住みよい持続可能な地域の創造」及び「シニアが生き生きと活躍できる地域の創造」という基本戦略を掲げている。

本市の強みを最大限に生かし、暮らしやすさに磨きをかけるとともに、子育て世代とシニアをメインターゲットとした施策を基本戦略としており、行政資源を重点的に投入し、行政内の部門を超えた連携と多様な主体と協働によって、めざす都市像の実現及び市民・地域に真に必要なとされる事業を推進するものである。

この基本戦略を機軸として、3年を1サイクルとする中期戦略で、子どもを産み育てる環境の整備、産業振興と就業環境の創出、生涯現役で社会貢献できる仕組みの構築、地域ブランド・プロモーションなど10のプロジェクトを重点的に取り組むものとして、部門横断的な事業展開を推進し、重要性や緊急性の高い事業を厳選し、戦略的に取り組んでいる。

この施策や事業の推進状況を踏まえ、本年度の定期監査に当たっては、一般会計、特別会計及び公営企業会計における諸事業、工事請負費、負担金・補助及び交付金、事業委託料等の執行状況、各課等における事業課題、問題点等に着目して実施した。

本年度上半期の一般会計の歳出に係る執行率は44.17%となっており、前年同期と比べて0.72ポイント増加している。

このうち、執行率が50%以上のものは、議会費（50.94%）、商工費（73.66%）となっている。

その一方で、執行率が20～30%台の低いものは、衛生費（34.58%）、労働費（39.76%）農林水産業費（34.75%）、土木費（38.60%）、災害復旧費（24.88%）となっている。この理由は、これらの歳出科目における主要な事業が、下半期に予定されているためであると考えられる。

一般会計の歳入に係る収入率は42.76%であり、前年同期と比べて1.68ポイント増加している。

このうち、自主財源である現年度課税分の市税（国民健康保険税を除く。以下同じ。）の調定総額については、前年同期と比べて214,882千円増加して9,960,757千円となっている。

この主な内訳は、個人市民税が前年同期と比べて145,574千円（4.0%）増加して3,777,284千円、固定資産税が前年同期と比べて78,398千円（1.6%）増加して4,899,939

千円、軽自動車税（種別割）が前年同期と比べて6,642千円（2.7％）増加して249,964千円、市たばこ税が前年同期と比べて9,131千円（4.2％）増加して226,217千円となっている。

市税の現年度課税分の収入済額については、前年同期と比べて70,468千円（1.3％）増加して5,667,380千円となり、収納率については、前年同期と比べて0.53ポイント減少して56.90％となっている。

令和5年9月30日現在において、市税は歳入の41.53％を占めている。下半期においても、税収の確保に努めていただきたい。

国民健康保険事業特別会計の歳出に係る執行率は40.53％となっており、前年同期と比べて1.35ポイント増加している。

歳入に係る収入率は40.76％であり、こちらも、前年同期と比べて0.51ポイント増加している。

このうち、現年度課税分の国民健康保険税の調定額については、前年同期と比べて35,054千円（2.70％）減少して1,263,364千円となっている。なお、現年度課税分の国民健康保険税の収入済額については、前年同期と比べて7,552千円（2.06％）減少して359,769千円となっている。収納率については、前年同期と比べて0.19ポイント増加して28.48％となっている。

下半期においても、引き続き税収の確保に努めていただきたい。

介護保険事業特別会計の歳出に係る執行率は38.25％となっていて、前年同期と比べて0.32ポイント減少している。

歳入に係る収入率は47.61％であり、前年同期と比べて0.29ポイント減少している。

国民健康保険檜川診療所事業特別会計の歳出に係る執行率は33.96％となっていて、前年同期と比べて7.33ポイント増加している。

歳入に係る収入率は49.94％であり、前年同期と比べて19.03ポイント増加している。

後期高齢者医療事業特別会計の歳出に係る執行率は32.88％となっていて、前年同期と比べて0.47ポイント減少している。

歳入に係る収入率は44.74％であり、前年同期と比べて1.08ポイント減少している。

水道事業会計の収益的支出に係る執行率は19.75％となっていて、前年同期と比べて0.70ポイント増加し、収益的収入に係る収入率は43.15％となっていて、前年同期と比べて0.48ポイント増加している。

資本的支出に係る執行率は25.37％となっていて、前年同期と比べて1.65ポイント減

少し、資本的収入に係る収入率は3.06%となっていて、前年同期と比べて2.29ポイント減少している。

下水道事業会計の収益的支出に係る執行率は13.67%となっていて、前年同期と比べて0.39ポイント減少し、収益的収入に係る収入率は42.25%で、前年同期と比べて0.58ポイント増加している。

資本的支出に係る執行率は43.43%となっていて、前年同期と比べて8.41ポイント増加し、資本的収入に係る収入率は19.33%となっていて、前年同期と比べて3.75ポイント増加している。

農業集落排水事業会計の収益的支出に係る執行率は12.50%となっていて、前年同期と比べて1.05ポイント減少し、収益的収入に係る収入率は35.73%となっていて、前年同期と比べて1.18ポイント増加している。

資本的支出に係る執行率は49.09%となっていて、前年同期と比べて0.16ポイント減少し、資本的収入に係る収入率50.13%となっていて、前年同期と比べて0.05ポイント増加している。

総 務 部

○ 総務人事課 （行政係・職員係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 定年年齢の引き上げに関する国家公務員法及び地方公務員法の改正に伴い、地方公務員も2023年度に60歳に到達する人から、定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上げる制度が導入された。

本市においては、定年延長者については、これまでの経験やスキルを活かせるようスタッフ職として、担当課のニーズを踏まえた戦略的な人員配置をするとともに、人事評価の対象としてモチベーションの向上を図れる仕組みを併せて構築運用していくとしているが、併せて今後の職員の新規採用については一定数の平準化を図りながら、定年延長者や会計年度任用職員等の効果的な配置を推進し、組織として生産性の向上はもちろんのこと、組織及び職務の継続性が図れるよう努めていただきたい。

- 2 複線型人事制度については、一部の業務に特化した職員が自身のスキル・技術を効率的に高めることができることのみならず、個人の意思や希望を反映できるため、職員のモチベーションの向上が期待できるものである。

また、組織内においては、有益なノウハウが蓄積されることにより、組織としての成長が図られることにもつながる。

一方で、職種ごとに求められる能力やスキルが異なるため、評価制度が複雑にならざるを得ないことや評価の公平性を担保するのが難しくなるが、運用状況を見ながら、職種ごとにスペシャリストに求められる役割や能力を明確にし、それに基づいて人事評価を実施していく予定である。この制度においては効果的な制度の見直しに随時努めていただきたい。

- 3 職員研修については、座学中心の研修や遠隔地で参加が難しい研修などについては、オンライン研修が定着してきているため、働き方改革と併せて、テレワーク等で受講してもらうよう推進している。一方で、対話やグループディスカッションが組み込まれている研修については、集合型研修が効果的である。

研修内容や研修スタイルを踏まえながら、「ウェブ会議システム」を利用した研修と対面型研修のそれぞれの特性を確認、場面に合わせた最適な研修方法はどちらなのかを検討するとともに、より適正で効果的・効率的な研修会の開催となるように努めていただきたい。

- 4 昨今、心身の不調を抱える職員が増加傾向にある。職員の心の健康づくりは、職員本人やその家族にとって重要な問題であるばかりでなく、市民サービスの面からも職員が高い志気を持って能力を十分に発揮し、市民に対して公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも重要な問題である。

本市においては、健康診断等の受診率向上及びメンタルヘルスカウンセリングの充実による予防策と併せて、働き方改革の推進による超過勤務時間の縮減及び総務人事課に保健師を配置し相談等ができる体制を講じてきている。

しかし、限られた人員体制の中、今後もメンタルを主とした心身の不調を訴え、休職

する職員の増加が懸念される。

職員の健康管理については、プライバシーが守られ、安心して利用できるよう配慮しながら、引き続き、相談等を全職員が安心して受けられる体制の推進とともに、心の健康づくりの組織的かつ計画的な対策に取り組んでいただきたい。

なお、職員自身においても、心の健康づくりの重要性を認識し、研修を積極的に受講し、その内容の理解に努めるとともに、知識等の充実に努めていただきたい。

○ 税 務 課 （市民税係・資産税係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 課税事務が専門化、多様化しているため、今後、賦課事務を適正に処理するために税務に精通した専門性の高い職員の育成を図る必要がある。
- 2 令和6年度から森林環境税が新設されるが、森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されることになるため、適正な事務に努めていただきたい。
- 3 本市においては、税に興味を持つきっかけとなるような情報を提供し、次代を担う児童・生徒が、民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解できるよう租税教育を推進している。

今年度においては、租税教育用オリジナルボードゲームを制作し、夏休みイベントで活用したほか、小学生職場体験・出前授業にも取り組んでいる。今後も引き続き、租税教育の充実に努めていただきたい。

○ 債権管理課 （債権管理係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 令和6年度から森林環境税が新設される。森林環境税は、国内に住所のある個人に対して課税される国税であるが、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されることになるため適正な事務に努めていただきたい。
- 2 本市においては、令和4年9月から生活保護返還金の徴収事務の一部を債権管理課へ移管し、効率的な徴収業務の促進及び収納率の向上に努めているが、引き続き効率的な徴収業務のための債権管理の一元化を進め、更なる収納率の向上に努めていただきたい。

○ 危機管理課 （危機管理係・消防係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

区長等が保有するトランシーバー型の移動系防災行政無線については、通信状況がよくないとの報告がある。防災行政無線は、県及び市町村が「地域防災計画」に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的としている。

平常時には一般行政事務に使用できる無線局であることから、不感地域の詳細調査や、その解消に向けた施設整備や機器整備に努めていただきたい。

○ 公共施設マネジメント課

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 未利用の市有財産については、旧桔梗ヶ原保育園の後利用が図られていない状況である。

市有財産の総合的な管理・活用を推進し、将来にわたって行政サービスの維持向上が図られるよう努めていただきたい。

- 2 公共施設等総合管理計画における目標を達成するためには、施設の相当な削減が必要となるため、長期的な計画による実施に努めていただきたい。

企 画 政 策 部

○ 企 画 課 （企画係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

令和6年度を始期とする第六次塩尻市総合計画の策定が進められているが、第六次総合計画の策定過程を通じて直近の市民要望が把握されていることから、取り巻く環境や社会情勢の変化を考慮しながら、市民要望等実現や市長公約を反映するとともに、その推進に最適な組織体制とするための組織再編について検討していただきたい。

○ デジタル戦略課 （DX推進係・情報システム係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 自治体情報システム標準化については、標準準拠システムへの移行経費は国の補助金の対象であるが、実際には、補助上限額（人口規模に応じた算定）よりも移行経費が大きく上回るため、算定基準の見直し等、今後の国の動向を注視していく必要がある。
- 2 塩尻情報プラザは開館して20年以上が経過しており、外壁改修や自家発電機の更新など、今後、ハード面での改修が必要となるため、計画的な施設整備に努めていただきたい。
- 3 自治体DXの推進に関しては、市民サービスに直結するキャッシュレス決済の導入や、書かない窓口の導入といった部分については、予定どおりの推進が図られている。
国全体の変化や新しい生活様式に対応するための、「塩尻市デジタル・トランスフォーメーション戦略」に則って施策を実行していく必要があることから、今後は、庁内の事務改善について、より事務効率が上がるツールの選定や市民向けの新たなサービスの実装などを進める必要がある。
- 4 コロナ禍により、世の中のデジタル化が一気に進んだことに伴い、市民生活や市役所業務におけるネットワークへの依存度が急速に高まっており、ネットワークインフラの強化及び適正管理が必要である。

○ 秘書広報課 （秘書係・広報シティプロモーション係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

結婚新生活支援事業補助金については、結婚に伴い新たな生活を始める世帯に対して経済的不安を軽減し、少子化対策の強化及び若年世代の定住促進を図るための事業であるが、

要件を満たすことができない事例があることから、効果的な補助金となるよう、見直し等を含め制度の内容について検討する必要がある。

○ 財 政 課 （財政係・契約検査係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

本年度の上半期における財政状況は、一般会計においては、歳出に係る執行率が44.2%で、前年同期と比べて0.7ポイント増加し、歳入に係る収入率は42.8%で、前年同期と比べて1.7ポイント増加している。

また、特別会計全体においては、歳出に係る執行率が39.0%で、前年同期と比べて0.5ポイント増加し、歳入に係る収入率は44.1%で、前年同期と比べて0.4ポイント増加している。

本年度は、一般会計における収入率と執行率は、前年同期比で増加となっている。また、特別会計における収入率と執行率も、前年同期比で増加となっており、財政運営全体では予算は計画的に執行されている。

しかしながら、地方分権改革の推進や少子・高齢社会に向けた介護・医療・子育て支援など、地方公共団体が担うべき役割に即した地方税財源の確保がますます重要となってくるので、財源の確保と一層の経費削減を徹底していただきたい。

市民生活事業部

○ 生活環境課（環境係・廃棄物対策係・衛生センター）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 地球温暖化対策について、本市においては、令和5年7月に塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定を行い、2030年度までに2013年度比で57%（森林吸収を含む。）の温室効果ガスの削減目標を設定したが、市民、事業者、行政が一体となって協働で取り組む必要がある。

また、本年度改定予定の塩尻市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市役所業務においては、全庁的な温室効果ガス削減に向けた取り組みを行う必要がある。

計画の実行に向けて、国の支援を受けながら温室効果ガス削減に向け、更なる再生可能エネルギーの導入及び域内利用、省エネルギーの促進、民有林を含めた森林整備など効果的な施策の展開に努めていただきたい。

- 2 高ボッチ高原の自然環境保全については、テント・タープエリア等の本格運営が始まっているが、高ボッチ高原環境管理ガイドラインを考慮しつつ、自然環境保護とのバランスについて検討していく必要がある。

なお、植生管理を、現在は高ボッチ高原に限定して実施しているが、市全体に特定外来生物の繁殖が確認されていることから、市全体における実施について検討する必要がある。

- 3 老朽化が著しい斎場については、令和4年度に実施した施設長寿命化調査の結果により、現在の建屋では火葬炉の入替えはできないため、火葬炉を更新するには建屋の建て替えが必要との結論である。

建て替えとなると多額の費用や長い期間が必要となるため、将来を見据えた計画的な施設更新について検討する必要がある。

- 4 東山霊園については急傾斜地にあるため、自由聖地上側の^{のり}法面崩壊による土砂崩れが懸念される。また、合葬墓の個別埋蔵室のひっ迫に伴い増設の必要があるため、老朽化が著しい施設の修繕を含め、総合的な対策について検討する必要がある。

- 5 ごみの減量及びリサイクルの促進については、市民の3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進意識の定着による、更なるごみ総量の削減を図るとともに、廃棄物の効果的な資源化やリサイクルの方法について検討する必要がある。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月に施行され、本市においても、製品プラスチックの資源化の実施に向けて、費用対効果を検討しながら進めていく必要がある。

- 6 廃棄物処理施設については、廃棄物の安定した処理が持続できるよう、焼却施設や最終処分場の更新等について、方向性を研究及び検討していく必要がある。

また、衛生センターについても、廃棄物の安定した処理が持続できるよう、今後のし尿処理施設の更新の方向性や時期について検討していく必要がある。

○ 市 民 課 （市民係・国保年金係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

令和5年度国民健康保険税率は、財政調整基金残高や被保険者の急激な負担増に配慮し、令和7年度に標準保険税率に準拠することを目途に改定した。

しかしながら、被保険者数の減少や所得の変動等による税収不足により、非常に厳しい財政運営となっている。財政調整基金の残高も限られていることから、今後、更なる税率改定が必要となることも考えられるが、税率改定を行う場合は、社会経済状況を注視し、被保険者の負担増を考慮しながら、慎重な改定に努めていただきたい。

○ 地域づくり課 （地域づくり係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 地域活性化プラットフォーム事業については、地域活性化プラットフォーム事業補助金の補助対象者や補助対象となる事業、地域の目指す姿及びそこに向かうプロセスを明確にし、より地縁コミュニティの活性化につながるような制度設計に努めていただきたい。

なお、地域リーダーの発掘・育成のための研修は、引き続き公民館や社会福祉協議会等と連携し実施していただきたい。

- 2 コミュニティ活動支援事業については、より多様な主体が地域活動に参画できるよう、補助金等の制度の周知を更に図っていく必要がある。

健康福祉事業部

○ 福祉課（地域福祉係・生活支援係・障がい福祉係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 生活困窮者自立支援事業については、生活困窮者の相談内容が多岐にわたり複雑化している。
特に、8050問題、引きこもり、住居喪失者、車上生活者からの相談や対応などが増えているため、個々のケースに応じた、きめ細やかな支援の方法等について検討していただきたい。
- 2 生活保護業務については、対応に苦慮するケースや家を失った人からの相談など、初期対応にかなりの時間を要しすぐには解決できないケースが増えている。
医療費の増加なども課題であるため、被保護世帯への健康支援事業の取り組みも始まっている。生活状況や病状の把握と医療・生活面の相談・助言等は自立を図る基礎である。加えて医療扶助の適正な実施の観点からも生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むことが重要である。業務の効果的・効率的な運用及び関係部署との連携のため、更なるデジタル化の推進に努めていただきたい。

○ 長寿課（高齢支援係・介護保険係・介護予防係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 介護予防・日常生活支援総合事業については、要支援認定者及び事業対象者に、提供される訪問型・通所型サービスの負担金及びケアマネジメント費が増加し、地域支援事業交付金の上限を上回っている。適正でより良い事業となるよう検討していく必要がある。
- 2 介護保険料については、令和6年度から令和8年度までの介護保険料が改定の見込みであるが、改定にあたっては、社会経済状況にも注視しながら慎重に検討を進める必要がある。

○ 健康づくり課（健康推進係・保健予防係・ワクチン接種推進係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

地域医療推進事業における檜川診療所については、昨年度上半期の平均受診者数よりは上回ったものの、受診者数は依然として伸び悩んでいる状況である。
経費や今後の檜川地区の人口推計などを勘案し、引き続き、より効果的で持続可能な医療体制のあり方の検討が必要である。

産業振興事業部

○ 先端産業振興室

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

産官学民で取り組む社会課題解決事業においては、社会実装に向けた実証局面が重要となるが、実証事業に要する経費は、国のプロジェクトや交付金が主な財源であり、国の予算の動向等による不確定要素が多く、継続的な事業実施のためには、独自の財源確保の検討が必要である。

○ 産業政策課（産業政策係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

中心市街地（大門商店街含む。）の活性化については、旧塩尻駅の移転以来、大門商店街が以前の賑わいを失ったことから、中心市街地の活性化を図るため、官民を挙げてハード・ソフト両面において賑わいの創出に努めてきたが、抜本的な解決には至っていない。

中心市街地は、商業、業務、居住等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種機能を培ってきた「まちの顔」とも言うべき地域である。

まちづくりの中長期的な一貫性を確保しつつ、現状に即した中心市街地の活性化を図るために、新たな施策の展開を含め、引き続き検討が必要である。

○ 農 林 課（農業振興係・農村整備係・林業振興係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 農業従事者が高齢化及び減少し、農地の遊休及び荒廃化が進んでいる。
遊休農地の荒廃を解消し有効活用をするためには、市内在住の新規就農者や後継者の確保とともに、市外のみならず県外からも担い手を確保する必要がある。
- 2 減濁水施設は昭和51年の整備から47年が経過している。ポンプ等の施設は計画的に更新を行っているが、送水管については当初のままであり、管の破損による漏水が発生している。また、ポンプ能力を最大で運転した場合、大規模な破管が想定されるため、6割から7割程度の能力で運転している状況である。効果的・効率的な運用のため、送水管の更新について検討する必要がある。
- 3 松本市奈良井川土地改良区が管理する沓沢湖は、耐震調査の結果、安全率が確保され

ていないため貯水を停止しているが、補助金返還や廃止事業費に課題があり廃止には至っていない。

これまでに、県や松本市、土地改良区と協議を行ったが進展がないため、県を中心に廃止に向けた協議が必要である。

- 4 松くい虫被害については、令和5年9月末現在の松くい虫被害木の覚知本数が昨年同月比で約1.5倍となっている。

被害数の増加に伴い、被害森林の特定や地権者交渉が難航し、被害発見から燻蒸処理までに時間を要する事例が増えているが、監視体制の強化や早期駆除により被害拡大防止に努めていただきたい。

なお、市主体の取組だけでは、被害の拡大予防に限界があることから、官民連携による被害拡大防止対策について検討が必要である。

- 5 信州Fパワープロジェクトは、長野県、塩尻市及び民間企業などが連携して森林資源を無駄なく活用し、その利益を山側に還元することで、林業を産業として復活させ、森林の再生や木材産業の振興を図る取り組みである。

しかしながら、事業主体である民間中核企業が民事再生手続開始の申立てを行ったことに伴い混迷している。プロジェクトに加わる塩尻市も、周辺の道路の改良などでこれまでに7億円余りを投じている。

プロジェクトの円滑な事業推進に向けては、改めて県及び事業者と協議・連携を深め、本市としてできること・できないことを見極めながら、課題の検証を行う必要がある。

○ 観 光 課 （観光係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 地域産品ブランド化事業については、県外PRにおいて、関東圏だけではなく中京圏に対する注力が必要である。また、各イベント事業、PR事業において、アンケート等を使って定量的・定性的にその効果を図ることができていないため、目標にどれだけ寄与しているか明確になっていない。

DXデータの活用も視野に入れつつ、事業の見直し・改善の根拠となるような観光客の動向分析が必要である。

- 2 観光振興事業については、業務の委託先に補助金を交付し観光行政を一部担ってもらっているが、市が期待する観光業務委託の効果を得られないとするならば、補助金額、委託のあり方等を含め、見直しを検討する必要がある。

- 3 観光施設整備事業については、観光看板、観光地のトイレや東屋等、年度途中で急きょ修繕が必要になる箇所が増えている。

限られた予算の中で優先順位を明確にし、観光面への影響、安全性等を勘案するなかで、必要な整備に努めていただきたい。

- 4 広域観光振興事業については、様々な文化的背景や食の多様性を持つインバウンド客に対応できる観光案内について、近隣自治体を含めた広域的な研究や工夫が必要である。

建設事業部

○ 建設課（総務管理係・建設係・維持係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 老朽化したインフラへの緊急的な修繕対応をはじめ、自然災害の突発的な発生に伴う対応については、迅速かつ適切な人材配置と確保が必要となる。
また、道路の維持管理においては、地域住民の土地境界問題や住民トラブルを解決するために、市道や赤線等の道路管理者に力を貸してほしいとの事案が増えている。
しかしながら、それらを担う土木技術職員が少なく、土木技師の確保と年齢層の平準化が急務となっている。
全国的な課題となっているが、建設業界全体の慢性的な人材不足が続き、年齢層・経験年数に偏りが生じている。簡単には解消できない課題ではあるが、将来を見通した計画的な採用を図っていただきたい。
- 2 建設業界では、高齢化や労働人口の減少に伴う人材不足で長時間労働が常態化している課題を抱えているが、2024年からは建設業においても働き方改革関連法が適用されることとなる。
これに伴い、現場施工期間の長期化や冬期間の融雪剤散布作業の遅れなど、市民生活への影響が懸念される。
週休2日の確保を考慮した適正な工期設定や必要となる費用の予定価格への反映等公共工事の発注者としての基本的な責務が果たせるよう努めていただきたい。

○ 都市計画課（計画係・整備係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 市街化調整区域における地区計画策定については、地元が主体となって地域の将来のあるべき姿を検討していく必要があるため、協議会の運営についてきめ細やかなサポートに努めていただきたい。
- 2 開発緑地に設置されている遊具については、老朽化が進み危険度が高い遊具が増加している。
長期視点で低コストとなる遊具を選定し経費削減を図るとともに、遊具の利用実態から必要性を検証し、不要な遊具や危険度の高い遊具については、計画的な撤去について検討する必要がある。
- 3 本市では令和4年度からAI活用型オンデマンドバス「のるーと塩尻」の本格運行を開始し、1便あたりの利用者数が極めて少ない地域振興バス「中心市街地循環線」、「塩尻東線」及び「みどり湖・東山線」について機能転換を図っているが、「のるーと」への転換対象路線に位置づけられていない4路線についても「のるーと」転換への要望が多い

ことから、広域的な運用も含め、より利便性の高い公共交通機関となるよう検討していただきたい。

4 公園の除草・せん定作業については市民からの苦情や要望が多い。

市民との協働による、魅力的な公園づくりを実現するためにも、維持・管理を協働して行う公園愛護会や地域ボランティア等の組織づくりを進めていただきたい。

○ 建築住宅課 （建築住宅係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

少子高齢化及び人口減少社会の進行等により、空き家が増加している。特に特定空家等は適切な管理がなされていないことから、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れや著しく衛生上有害となる恐れがあることなどから、近年深刻な社会問題となっている。

空き家については、所有者等の特定が困難な場合が多いが、引き続き空き家等の発生抑制、管理・利活用のための適正化及び施策の総合的かつ計画的な実施に努めていただきたい。

なお、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が改正されたことに伴い、今後示されるガイドラインにそった「塩尻市空家等対策計画」に改定する必要がある。

生涯学習部

○ 社会教育スポーツ課

(社会教育係・スポーツ推進係・共生推進係・中央公民館)

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 女性が抱える不安や悩みに関する相談が増加しており、DV相談など、緊急性が高く家族内の複雑な内容の相談が増えている。
個々の事情に寄り添った支援につなげるため、関係部署とのより一層の連携を通じて、きめ細かい支援の提供に努めていただきたい。
- 2 青少年育成施設運営事業については、「塩嶺体験学習の家」として利用している施設は、民間企業の所有であるが、今後、浄化槽の設置や外壁・屋根の改修が必要となっている。
青少年育成事業としての位置づけ、施設利用の活性化、建物の維持管理及び改修費用の費用対効果の観点を考慮する中で、今後の施設のあり方等について総合的な検討が必要である。
- 3 体育施設の多くは老朽化が進み、補修・改修が追い付いていない状況である。
しかしながら、財源となる使用料収入は一部の一般利用者からのみとなっている。税負担の公平性及び施設長寿命化の観点等から、使用料の減免制度を含め見直しをしていく必要がある。

○ 文化財課（文化財係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 重要文化財小松家住宅及び深澤家住宅については国指定重要文化財である。
劣化が激しい部分等については、公費により修理をしていく必要があり、今後、どのような利活用を図っていくのかを検討し、方向性を定める必要がある。
- 2 文化財の保存活用については、地域の貴重な宝である文化財を後世へと継承していくため、文化財所有者と担当課だけでなく、庁内他部署、地域住民及び関係者など、多様な主体による文化財の保存活用に関する取組みの実施や体制構築が必要である。
- 3 各文化施設で実施しているイベントや行事等がマンネリ化し、参加者も固定化されつつある。
幅広い層に入館・参加してもらえるような新たな事業展開を検討し、効果的な事業の実施に努めていただきたい。
なお、各施設にはボランティア組織があるが、高齢化や会員が増えない状況にある。
幅広い対象に向けた事業を実施し、施設への関心を持つ層を広げ・増やすことで、ボランティア組織や協力者の底上げにつなげていただきたい。

○ 市民交流センター（市民活動支援係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 市民交流センターは、建築後13年が経過する。施設の長寿命化を図るため、計画的な施設改修に努めていただきたい。
- 2 貸館業務及び窓口業務について利用者の利便性を図るため、デジタル化による効率化を進めていただきたい。
- 3 協働のまちづくり推進事業においては、まちづくりチャレンジ事業補助金を受けたほとんどの団体が継続して活動している。継続して活動していける団体の育成が補助金交付の大きな目的であるので、引き続き有効な補助金の交付と団体の育成に努めていただきたい。

また、補助金交付を受けた団体と市関係部局との連携によって、団体と行政の双方において様々な相乗効果が期待できるので、団体の活動内容や状況について、市関係部局に適宜情報提供を行うとともに、連携強化に努めていただきたい。

○ 図 書 館

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 高度情報化社会において図書館は、図書館の使命である情報の体系化・整理という役割の重要性が高まってきている。
市民の課題解決につなげる図書館とするためには、地域社会における様々な資料・情報提供サービスを更に推進する必要がある。
多様なニーズに対応し市民の課題解決につながる課題解決型の図書館の推進に引き続き努めていただきたい。
- 2 市町村と県による協働電子図書館「デジとしょ信州」は、本市が学校への導入の先進事例となったが、今後、未導入の他の学校にも展開し、学校図書館との連携推進に努めていただきたい。
- 3 筑摩書房創作者として日本の出版文化の発展に尽くされた古田晁氏の遺徳を顕彰するために、遺族から寄付された生家の土蔵を改修し、1996（平成8）年10月30日に開館した古田晁記念館については、引き続き魅力ある展示と施設の活用にあつていただきたい。

○ 平出博物館

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

平出博物館には、発掘調査などで出土した考古資料をはじめ民俗資料など、多様な資料を収蔵している。

これらの資料は、現在、平出遺跡考古博物館、歴史民俗資料館、記念館、旧宗賀北部保育園などに収蔵している。

しかしながら、決して良好な保管とは言えない状況であり、施設の老朽化等の課題もあるため、今後の収蔵場所及び収蔵方法について検討していく必要がある。

こども教育部

○ 教育総務課（教育企画係・学校運営係・学校支援係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 「不登校児童生徒への支援に係る基本的な考え方」、「不登校児童生徒に対するＩＣＴ等を活用した学習活動についてのガイドライン」及び「不登校児童生徒を支援する民間施設等についてのガイドライン」を策定し、教育相談研究事業を進めている。
引き続き、必要な学校運営などの支援を行うほか、きめ細やかな不登校児童生徒に対する支援に努めていただきたい。
- 2 本年度、「ＧＩＧＡスクール運営支援センター」を開設したほか、市内全校の全クラスにオンライン配信機器等を配備し、ＩＣＴ活用教育の推進に向けた環境整備を行った。
引き続き、ＧＩＧＡスクール構想の推進に努めていただきたい。
- 3 「生きる力をはぐくむ」体験学習（こども未来塾）推進事業では、塩嶺体験学習の家を活用した「こども未来塾」を開講しているが、塩嶺体験学習の家の老朽化に伴い、今後の施設のあり方について検討が必要となっている。
青少年の健全育成及び自然体験による生涯学習のあり方も含め、事業を継続的に推進していくための体験学習施設の確保について検討していく必要がある。

○ 洗馬小学校

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 本年度の９月末現在の児童数は、下表のとおりである。

学年	１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生	合計
児童数	３４人	３１人	３８人	３０人	３５人	３９人	２０７人
長期休暇 児童数					１人		１人

- 2 本年度の９月末現在の教職員数は、次表のとおりである。

区 分	正規職員		会計年度任用職員		合 計
		うち育休等	Ⅱ種 (月額給・旧嘱託)	Ⅲ種 (時間給・旧臨時)	
校 長	1人				1人
教 頭	1人				1人
教職員	11人	2人			11人
県費講師	3人			2人	5人
市費講師			2人	2人	4人
事務職員	1人			1人	2人
栄養士	1人				1人
図書館事務				1人	1人
給食調理員	1人		2人		3人
合 計	19人	2人	4人	6人	29人

3 教職員が会計を取り扱っている団体が14団体ある。

学年費やPTA、バザーや補助金会計等の通帳や印鑑の保管など、間違いが発生しないよう、校内でチェック体制の強化を図り、適正な管理に万全を期していただきたい。

4 通学路の危険箇所については、道路管理者、警察、地域等が連携して現地合同点検を行いその対策等が実施されているが、児童達への継続的な交通安全指導に努めていただきたい。

○ こども課 （保育企画係・保育園運営係・子育て支援センター）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

1 ファミリーサポートセンター事業については、市民アンケートやタウンミーティングで、子育て支援センターでの預かりの要望の声が多く聞かれる。サポートの利便性向上のためにも、プレイルームでのサポートが実施できるように検討していただきたい。

2 本市のみならず、現在日本では、保育士の人材不足が深刻化している。

女性就業率の上昇などに伴い、0・1歳児を中心とした保育ニーズが増加傾向にあり、潜在的待機児童が発生するなど、受け皿としての施設が不足している。

また、保育人材については、特にフルタイム勤務の保育士の確保が恒常的に困難な状況にあり、職員の確保・配置に苦慮している状態である。

長時間保育利用も増加傾向にあり、長時間保育の利用環境を継続していくには、保育

人材の確保が必須である。保育士を確保できるかどうかは、働く環境も重要な要因の一つとなるため、保育園の働く環境を改善し、保育士が働きやすい職場づくりに努めていきたい。

○ 大門保育園

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

1 本年度の9月末現在の園児数は、次表のとおりである。

年 齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合 計
園児数	2人	4人	14人	29人	32人	41人	122人

総園児数は122人で、前年度と比較すると6人（5.2%）の増加となった。なお、アレルギー等対応園児数は8人である。

2 本年度の9月末現在の職員数は、次表のとおりである。

区 分	正規職員		会計年度任用職員		合 計
		うち育休等	Ⅱ種 (月額給・旧嘱託員)	Ⅲ種 (時間給・旧臨時)	
園長	1人				1人
園長代理	1人				1人
保育士	4人		8人	6人	18人
保育補助員				1人	1人
合 計	6人		8人	7人	21人

総職員数は21人であり、前年度と比較して増減はなかった。正規職員の比率は28.6%である。

3 保護者会費等の関係団体の会計処理については、団体の役員によって現金、預金通帳、印鑑等が管理されていて、職員は一切関与していない。

4 給食調理業務については、民間業者である(株)レパストに委託している。

給食の食材の発注については、委託業者の担当者が行うようになっているが、食の安全確保、食育及び地産地消の視点から、今後も、園長を始めとする職員やこども課の栄養士が、業者側の担当者との連携を密にするなかで積極的に関与し、安心して安全な給食の提供、食育の情報提供に努めていただきたい。

○ 北小野保育園

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

1 本年度の9月末現在の園児数は、次表のとおりである。

年 齢	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合 計
園児数	0 人	9 人	5 人	1 1 人	9 人	1 3 人	4 7 人

総園児数は47人で、前年度と比較すると3人（6.8％）の増加となった。なお、アレルギー等対応園児数は6人である。

2 本年度の9月末現在の職員数は、次表のとおりである。

区 分	正規職員	うち育休等	会計年度任用職員		合 計
			Ⅱ種 (月額給・旧嘱託員)	Ⅲ種 (時間給・旧臨時)	
園長	1 人				1 人
園長代理	1 人				1 人
保育士	2 人	1 人	6 人	1 人	9 人
保育補助員				1 人	1 人
合 計	4 人	1 人	6 人	2 人	1 2 人

総職員数は12人であり、前年度と比較して増減はなかった。正規職員の比率は33.3％である。

3 保護者会費等の関係団体の会計処理については、団体の役員によって現金、預金通帳、印鑑等が管理されていて、職員は一切関与していない。

4 給食調理業務については、民間業者である㈱レパストに委託している。

給食の食材の発注については、委託業者の担当者が行うようになっているが、食の安全確保、食育及び地産地消の視点から、今後も、園長を始めとする職員やこども課の栄養士が、業者側の担当者との連携を密にするなかで積極的に関与し、安心で安全な給食の提供、食育の情報提供に努めていただきたい。

○ 家庭支援課 （家庭支援係・元気っ子・若者サポート係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

1 ひとり親家庭福祉推進事業において、子どもの貧困やひとり親家庭への貧困対策を検討する場合、ひとり親家庭は、経済的基盤が弱い状況にある中で、物価高騰等の影響も受けていることから、個々の状況に応じて適切な支援を提供することが必要である。また、「貧困」を、経済的貧困に限定して捉えるのではなく、個々の実情に応じたサポート体制を充実させることが必要である。

なお、パーソナルなサポートを、地域ぐるみで担える支援組織が各地にできることが期待されるところである。

2 家庭支援推進事業における子育て世帯訪問支援事業については、家庭支援及び育児支援の多様なニーズに対応できる訪問支援員の確保が必要である。

- 3 こどもの未来応援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が縮小したことで、市内の各所で子どもの居場所づくりの活動が新たに生まれてきている。
その一方で、物価高騰の影響もあり、居場所の運営に係る金銭的負担が増大しているため、活動を続けていくための資金繰りに苦慮している団体も多くなっている。
新規の活動の立ち上げ支援と併せて、既存の団体の継続支援も引き続き行っていく必要がある。
- 4 元気っ子応援事業については、人件費の増加等に伴い、託児委託料の見直しが必要となっている。
- 5 まなびサポート事業については、医療的ケアを必要とする児童の受け入れのため、看護師を4人配置しているが、今後の人材確保や働き方について検討していく必要がある。
- 6 若者サポート事業におけるひきこもりの相談については、本人や家族が相談にくることが少ないため市として実態の把握が難しいが、可能な限り把握に努めるとともに、きめ細やかな支援に努めていただきたい。

水 道 事 業 部

○ 上 水 道 課 （総務係・上水道係）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 水道事業においては、水道施設の老朽化や異常気象による故障や豪雨災害などの対応で、施設の維持管理に関する職員の負担が増加しているとともに、技術の継承が課題となっている。水道事業に関する専門知識と経験のある技術職員の確保や育成に努めていく必要がある。
また、適正な公営企業会計処理を継続するため、人事異動等により事務の停滞が生じないよう実務経験のある職員の確保に努めていただきたい。
- 2 上西条浄水場再構築事業については、工期を3段階に分けて取り組んでいるが、物価高騰の影響により、資材、労務等の単価の上昇が見込まれる。
2024年からは建設業においても働き方改革関連法が適用されることとなることから、社会情勢を注視するとともに、毎年事業計画を精査するなど、不要なコスト削減に努めていただきたい。
- 3 令和6年4月に農業集落排水事業会計を下水道事業会計に統合することに伴い、本年度中に財務会計及び料金システムの改修が必要となるが、適正かつ正確な事務処理に努めていただきたい。
- 4 水道事業の広域化については、施設整備水準や料金・財政の格差等の課題があり、全国的に広域化が進まない要因となっているが、人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増大により、経営環境は厳しさを増しており、経営の健全化が一層求められている。広域化の必要性、実現の可能性について、引き続き検討を進めていただきたい。

○ 下 水 道 課 （下水道係・浄化センター）

※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

- 1 下水道施設の更新については、管路・処理場ともに更新需要の増加が見込まれるため、塩尻市下水道事業経営戦略におけるアセットマネジメントを効率的・効果的に実践し、引き続き施設の老朽化及び自然災害等によるリスクの低減に努めていただきたい。
なお、長期的に見ると人口減少に伴う下水道使用料収入の減少が見込まれる。今後10年間の財政収支の見通しにおいては、使用料改定の必要はないと見込んでいるものの、国庫補助金等の財源確保に努めるとともに、中長期的な視点で安定的・継続的な事業運営の推進に努めていただきたい。

そ の 他

○ 会 計 課

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 議会事務局

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 選挙管理委員会事務局

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 監査委員・公平委員会事務局（固定資産評価審査委員会書記）

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

指導及び要望事項は特に認められなかった。

○ 農業委員会事務局

- ※ 事務事業について（指導及び要望事項を含む。）

農家の高齢化及び農家数の減少により、耕作放棄地や荒廃農地が増加しており、国はこれらの農地を農地として保全するため、農地等利用の最適化推進への取り組みを強化している。

農業委員会では、農地利用最適化推進委員を増員し、中核農家や新規就農者及び農業生産法人の育成や農地の集約を推進し、耕作放棄地及び荒廃農地の解消を図っている。

しかしながら、耕作面積が小さい農地や中山間地帯で形状が悪く収益性が低い農地は借

り手や買い手がなかなか見つからないというのが現状であり、このような農地をどのように保全していくかが課題となっている。引き続き中核農家や新規就農者及び農業生産法人の育成や農地の保全を図っていただきたい。

第6 その他全庁的な監査所見

1 令和6年度を始期とする第六次塩尻市総合計画の策定が進められているが、安全な市民生活と経済の両立を果たしていくため、行政評価により事業の廃止又は縮小など、各行政サービスの事業内容や費用対効果を十分に検証し、補助金、負担金の見直しを行うことなどにより、全庁的に効率的な予算執行を図り、引き続き健全な財政が維持できるよう努力していただきたい。

2 内部統制とは、組織内部において、違法行為や不正、ミスなどが生じることなく、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう各業務で所定の基準や手続きを定め、組織全体として間違いを防ぎ、組織が健全に機能するための基準や手続きを定めることである。

このことについては、これまでの監査で繰り返し述べているが、内部統制の行政における目的は「事業活動に関わる法令等の遵守」、「業務の有効性及び効率性」、「資産の保全」及び「財務報告の信頼性」である。業務上のミスはどんなに注意していても発生する可能性がある。そのために組織活動では内部統制が必要である。

統制活動とは、内部統制の基本的要素であるが、これは、市長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するための方針や手続きであって、決裁や事務分掌など仕事に関するルールのものである。

また、適切な内部統制を整備しても、運用する職員がルールや仕組みを守ろうとしないければ、全く機能していないことと同じになる。これを有効に機能させるためには、職員が誤りやすい事案があれば、課内や部内での研修の実施、マニュアルの作成などを行い、事案を共有化することなどにより業務の効率性と有効性を高め、業務プロセスにおけるヒューマンエラーを未然に防止するといった、組織全体に内部統制を運用しようという意識が浸透することが必要不可欠となる。

総務省の地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインにおいては、地方公共団体における内部統制制度は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに一体的に導入されるものである。人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、その要請に対応した地方行政体制を確立することが求められているとされ、令和2年4月1日から地方公共団体（都道府県及び政令指定都市は必須、その他の市町村は任意）で導入されるとされた。

改正法への形式的かつ一時的な対応を求めるわけではないが、監査委員からの指摘や懸念について、内部統制による業務の見直しのプロセスを通じて組織的に対応することとなり、結果として、監査委員は、内部統制を前提として、より本質的な監査業務に人的及び時間的資源を重点的に振り分けていくことが期待できるため、内部統制制度の導入について検討していただきたい。